

岩手労働局発表
平成26年9月26日

【担当】

職業安定部職業対策課

課長 中村 悟雄

地方障害者雇用担当官 長内 勝徳

電話： 019-604-3005

FAX： 019-604-1533

ハローワーク大船渡

所長 鎌滝 一郎

統括職業指導官 黒澤 勝治

電話： 0192-27-4165

FAX： 0192-27-0134

報道関係者各位

陸前高田市・岩手県（沿岸広域振興局）・岩手労働局（ハローワーク大船渡）の連携による

障がい者の雇用・就労拡大連携プロジェクトを実施

～ノーマライゼーションという言葉のいらない共生社会の構築に向けて～

急速に地域の復興が進められている中で、今後、まちづくりに合わせて障がい者の安定的な生活・雇用の確保を図っていくことが喫緊の課題となっています。

このため、岩手労働局（ハローワーク大船渡）では、陸前高田市、岩手県（沿岸広域振興局）と一体となって、障がい者が働いて喜びを見出すことができる雇用・就労の充実と拡大を図るため、障がい者の抱える様々な課題に対して総合的な支援を実施します。

☆予定している支援事業☆

- ① 職場実習先・事業所見学先の確保・実施
- ② 就職面接会の実施
- ③ 職場定着支援の実施
- ④ 事業主への障がい者雇用への理解促進
- ⑤ 就労支援セミナー等の実施

（別添資料参照）

ノーマライゼーションという言葉のいない共生社会の構築 に向けた障がい者の雇用・就労拡大連携プロジェクト

【陸前高田市・岩手県（沿岸広域振興局）・岩手労働局（ハローワーク大船渡）】

現状

陸前高田市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、甚大な被害が生じたところであるが、現在、地域の復興に当たり、**「ノーマライゼーションという言葉のいないまち」**を目指して取り組んでいるところ。

また、**岩手県**と**岩手労働局**は、**雇用対策協定に基づき、連携・協力した障がい者雇用の促進**を図っているところであり、**岩手県**では、**「共に生きるいわて」**の実現に向けて、「岩手県障がい者プラン」に基づく総合的な障がい者施策を推進しており、**岩手労働局**では、平成26年度の行政運営方針において、**「障がい者の雇用促進」**を重要施策の1つとして掲げ、確実な雇用率達成指導と事業主の障がい者雇用に対する理解の促進や福祉や教育、医療から雇用への移行に向けて取り組んでいるところ。

課題・目的

現在、急速に地域の復興が進められている中で、今後、**まちづくりに合わせて障がい者の安定的な生活・雇用の確保を図っていくことが喫緊の課題**となっている。

このため、**岩手県（沿岸広域振興局）と岩手労働局（ハローワーク大船渡）**との雇用対策協定に基づく連携・協力した取組に、地域まちづくりの主体となる**陸前高田市**を加えた**「障がい者の雇用・就労拡大連携プロジェクト（※）」**を**三位一体となって実施する。**

（※）障がい者の雇用・就労拡大連携プロジェクト：職場実習先や事業所見学先の確保、事業主に対する障がい者雇用への理解促進、就職面接会などを実施する。

期待できる効果

地域社会における社会的責任の観点からも**陸前高田市・岩手県（沿岸広域振興局）・岩手労働局（ハローワーク大船渡）が連携して動きかけを行うことにより、障がい者雇用が促進。**

また、市で実施する生活支援と広域振興局が持つ幅広い関係機関とのネットワークの活用や障がい者の自立に向けた総合的支援、並びにハローワークで実施する雇用支援を一体的に行うことで、**障がい者の抱える様々な課題に対して総合的な支援を実施。**



障がい者が働いて喜びを見出すことができる雇用・就労の充実・拡大

具体的な連携事業について

1. 職場実習先・事業所見学先の確保・実施

【実施概要】

職場実習は、障がい者雇用の経験・ノウハウが乏しい事業所、あるいは就労経験の乏しい求職者に対して実施することにより、事業所は実際に障がい者の作業状況の見極めが可能となり、また、求職者は職場実習を通じて就労に対する自信に繋げることが可能となることから、障がい者の希望や障がい者支援施設の意見等の把握に努め、必要に応じて三機関が連携・協力して職場実習先の確保に向けた事業所訪問を実施する。

また、事業所見学会を開催し、障がい者雇用の経験・ノウハウが乏しい事業所が、積極的に障がい者雇用を進めている事業所を訪問して企業同士の交流を図ることで、障がい者雇用の意識の向上と事業所の抱える課題の解決に係るノウハウを共有する。

なお、実施等に当たっては、三機関が連携して参加勧奨、周知広報に努める。

【役割分担】

【陸前高田市】

- ・受入協力事業所の開拓
- ・事業所見学会への参加勧奨
- ・HPや広報等による周知

【沿岸広域振興局】

- ・受入協力事業所の開拓
- ・事業所見学会への参加勧奨
- ・HPや広報等による周知

【ハローワーク大船渡】

- ・訪問事業所の選定
- ・受入協力事業所の開拓
- ・事業所見学会への参加勧奨
- ・事業所訪問時に必要に応じて法定雇用率達成指導や国の助成金制度等の周知を実施

2. 就職面接会の実施

【実施概要】

当該地域は対象となる求職者が少ないが、1人でも多くの障がい者の雇用を促進することが重要であり、今般、当該地域初の取り組みとして三機関が連携・協力して就職面接会を実施し、事業主と障がい者のマッチング機会を図る。

※これまで、県内内陸部においては、各ハローワークが中心となって障がい者に対する就職面接会を実施。

また、平成25年度にハローワーク釜石管内においても実施したが、当該地域においては今回が初めての取り組み。

【役割分担】

【陸前高田市】

- ・面接会への参加勧奨
- ・HPや広報等による周知
- ・会場の確保
- ・面接会当日の運営等

【沿岸広域振興局】

- ・面接会への参加勧奨
- ・HPや広報等による周知
- ・面接会当日の運営等

【ハローワーク大船渡】

- ・面接会の企画・運営全般
- ・求人の確保及び求職者への案内
- ・職業相談、職業紹介
- ・面接会当日の運営等

3. 職場定着支援の実施

【実施概要】

雇用されている障がい者が、長期間継続して雇用されるよう、就職後においても三機関が連携・協力して雇用事業所へ訪問するなど、職場定着支援(生活・雇用両面)を実施する。

【役割分担】

【陸前高田市】

- ・生活面における相談支援(県の所掌を除く。)
- ・ハローワーク職員との事業所訪問

【沿岸広域振興局】

- ・生活面における相談支援(市の所掌を除く。)
- ・ハローワーク職員との事業所訪問

【ハローワーク大船渡】

- ・事業所訪問計画の作成
- ・雇用面における相談
- ・市・広域振興局職員との事業所訪問

4. 事業主への障がい者雇用への理解促進

【実施概要】

三機関が連携して、障がい者雇用率未達成企業を中心とした事業主への周知・啓発について事業所訪問等により実施する。

【役割分担】

【陸前高田市】

- ・HPや広報等による周知・啓発
- ・ハローワーク職員との事業所訪問

【沿岸広域振興局】

- ・HPや広報等による周知・啓発
- ・ハローワーク職員との事業所訪問

【ハローワーク大船渡】

- ・周知・啓発用資料の作成
- ・事業所訪問計画の作成
- ・市・広域振興局職員との事業所訪問

5. 就労支援セミナー等の実施

【実施概要】

三機関が連携して、事業主や企業の人事担当者等を対象として、障がい者雇用の促進や職場定着の推進に向けた就労支援セミナーやワークショップを実施する。

【役割分担】

【陸前高田市】

- ・講師の選定・招聘
- ・HPや広報等による周知・啓発
- ・会場の確保

【沿岸広域振興局】

- ・講師の選定・招聘
- ・HPや広報等による周知・啓発

【ハローワーク大船渡】

- ・講師の選定・招聘
- ・参加勧奨及び当日の運営全般